破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２号
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字柏原10番地９
債務者　菅原ゆかり
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２号
函館市鍛治１丁目16番20号
債務者　清水美千子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
愛知県豊橋市小浜町107番地２、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字ヨノ割102番地１－Ａ
債務者　上妻美智也
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６６号
愛知県豊橋市若松町字中山510番地、従前の住所愛知県豊橋市若松町字中山443番地
債務者　宇野智恵子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１０号
大分市大字畑中303　大分刑務所、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町新津２丁目３番地３　ガーデンハイツみやこＢ棟202号
債務者　植田　　悟
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目３番地３　ガーデンハイツみやこＢ棟202号
債務者　植田由香里
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
福岡県築上郡築上町大字宇留津489番地５
債務者　前田　和美
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
山形県米沢市信夫町３番14号、前住所山形県米沢市城西３丁目９番11号
債務者　嵐田　　功
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８７号
山形県東置賜郡川西町大字吉田4962番地
債務者　高橋　　純
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２０５号
山形県東置賜郡川西町大字玉庭4783番地
債務者　宮田きみ子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１８号
山形県米沢市塩井町塩野2300番地の１市営住宅１―409号室
債務者　佐藤　和弘
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２２３号
山形県米沢市通町３丁目８番77―４号
債務者　佐藤　俊彦
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１号
山形県長井市今泉1812番地泉荘、前住所山形県寒河江市大字白岩238番地
債務者　田中　幸治
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４５４号
千葉県印西市木下東２丁目12番地１　シノハラハイツ２ＦＢ
債務者　福島　俊昭
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５９号
千葉県白井市堀込１丁目３番９棟604号
債務者　柿沼　　隆
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６０号
千葉県白井市堀込１丁目３番９棟604号
債務者　柿沼　良子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７１号
千葉県佐倉市六崎743番地
債務者　市原　広美
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部